

## 外国証券取引口座約款 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
第2章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引	第2章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引
<p><u>注文の執行及び処理</u></p> <p>第6条 申込者の当行に対する売買注文並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、当行において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。</p> <p>(2) 当行への注文は、当行が定めた時間内に行うものとします。</p> <p>(3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当行がこれに応じ得る場合に行います。</p> <p>(4) 外国証券の最低購入単位は、当行の定めるところとします。</p> <p>(5) 当行において売買条件が同一である売買注文を一括して発注する（以下「一括発注」という。）場合があります。一括発注における配分については、当行所定の方法でシステムによりランダムに配分します。</p> <p>(6) 当行は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者の届け出た住所あてに<u>取引報告書等</u>を送付します。</p>	<p><u>注文の執行及び処理</u></p> <p>第6条 申込者の当行に対する売買注文並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国取引並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、当行において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。</p> <p>(2) 当行への注文は、当行が定めた時間内に行うものとします。</p> <p>(3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当行がこれに応じ得る場合に行います。</p> <p>(4) 外国証券の最低購入単位は、当行の定めるところとします。</p> <p>(5) 当行において売買条件が同一である売買注文を一括して発注する（以下「一括発注」という。）場合があります。一括発注における配分については、当行所定の方法でシステムによりランダムに配分します。</p> <p>(6) 当行は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者の届け出た住所あてに<u>契約締結時等交付書面等</u>を送付します。</p>
第3章 雑則	第3章 雑則

現行の文言	新しい文言
<p data-bbox="240 383 507 421"><b>取引残高報告書の交付</b></p> <p data-bbox="240 439 791 707">第 16 条 申込者は、当行に寄託した外国証券について、当行が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、取引残高報告書については、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。</p> <p data-bbox="240 725 791 949">2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当行が申込者に対して<u>取引報告書</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p data-bbox="240 967 791 1236">3 当行は、当行が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的取引残高報告書を交付することがあります。</p>	<p data-bbox="818 383 1085 421"><b>取引残高報告書の交付</b></p> <p data-bbox="818 439 1369 707">第 16 条 申込者は、当行に寄託した外国証券について、当行が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、取引残高報告書については、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。</p> <p data-bbox="818 725 1369 994">2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当行が申込者に対して<u>契約締結時等交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p data-bbox="818 1012 1369 1281">3 当行は、当行が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的取引残高報告書を交付することがあります。</p>
<p data-bbox="240 1391 480 1429"><b>届出事項の変更届出</b></p> <p data-bbox="240 1447 791 1760">第 18 条 申込者は、当行に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当行所定の手続きにより当行に届け出るものとします。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「<u>個人番号カード</u>」等をご提示またはご提供願うこと等があります。</p>	<p data-bbox="818 1391 1058 1429"><b>届出事項の変更届出</b></p> <p data-bbox="818 1447 1369 1805">第 18 条 申込者は、当行に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当行所定の手続きにより当行に届け出るものとします。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「<u>マイナンバー（個人番号）カード</u>」等をご提示またはご提供願うこと等があります。</p>

現行の文言	新しい文言
<p data-bbox="240 383 373 421"><b>契約の解除</b></p> <p data-bbox="240 436 437 472">第 22 条 (略)</p> <p data-bbox="240 488 788 992">2 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は外国証券に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの外国証券に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。</p> <p data-bbox="240 1010 788 1137">(1) お客様が預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p data-bbox="240 1155 788 1473">(2) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「<u>暴力団員等</u>」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p data-bbox="240 1491 788 1570">A. <u>暴力団員等</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p data-bbox="240 1588 788 1666">B. <u>暴力団員等</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p data-bbox="240 1684 788 1856">C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>暴力団員等</u>を利用していると認められる関係を有すること</p> <p data-bbox="240 1874 788 2002">D. <u>暴力団員等</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p>	<p data-bbox="818 383 951 421"><b>契約の解除</b></p> <p data-bbox="818 436 1015 472">第 22 条 (略)</p> <p data-bbox="818 488 1366 992">2 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は外国証券に関する取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの外国証券に関する取引を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取引を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。</p> <p data-bbox="818 1010 1366 1137">(1) お客様が預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p data-bbox="818 1155 1366 1520">(2) お客様が、暴力団、暴力団員、<u>暴力団員</u>でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「<u>反社会的勢力</u>」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p data-bbox="818 1538 1366 1617">A. <u>反社会的勢力</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p data-bbox="818 1635 1366 1713">B. <u>反社会的勢力</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p data-bbox="818 1731 1366 1904">C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>反社会的勢力</u>を利用していると認められる関係を有すること</p> <p data-bbox="818 1921 1366 2002">D. <u>反社会的勢力</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p>

現行の文言	新しい文言
<p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>暴力団員等</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(3) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他 A から D に準ずる行為</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>反社会的勢力</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(3) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他 A から D に準ずる行為</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p><b>附則</b></p> <p>第1条 この約款は、<u>2019年10月1日</u>から施行する。</p>	<p><b>附則</b></p> <p>第1条 この約款は、<u>2025年10月1日</u>から施行する。</p>